

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： テレワーク導入支援策

働き方改革、感染症拡大防止、災害時事業継続などの観点からテレワーク導入に対し国、地方自治体が様々な制度で支援をしています。

<テレワーク導入支援制度>

	法人税 中小企業経営強化税制	働き方改革推進支援助成金 テレワークコース (厚生労働省)	テレワーク導入 コンサルティング (東京都)
対象 法人	資本金又は出資金が1億円以下 ※資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に発行済株式総数の1/2以上所有されている法人等を除く	資本金又は出資金について下記業種ごとに判断 ①小売・サービス業5,000万円以下 ②卸売業1億円以下 ③その他の業種3億円以下	常時雇用する従業員数が2～999人以下であること。東京都内で事業を営んでいることなどの要件あり
効果	①対象資産の即時償却 又は ②取得価額×10%の税額控除	①1企業あたり300万円 又は ②1人あたり40万円 上記のうちいずれか低い金額	①ワークスタイル見直し・改善の提案 ②テレワーク導入パッケージ提案書の受領
期限	2021年3月31日	①働き方改革推進支援助成金交付申請書・事業計画書の提出2020年12月1日まで ②①の事業計画取組後、支給申請を2021年3月1日まで	2021年3月31日
実施 内容 ・ 対象 資産	①機械装置160万円以上 ②工具器具備品30万円以上 ③建物附属設備60万円以上 ④ソフトウェア70万円以上	①テレワーク用通信機器 ②テレワーク導入コンサルティング費用 ③その他取り組みに要する費用	テレワーク導入コンサルティングを無料で最大5回受けられる
要件	上記資産を利用し、つぎのいずれかを満たすこと ①遠隔操作 デジタル技術を用いて事業を非対面又は従業員が通常勤務地以外で業務を行うこと ②可視化 POSデータ分析などにより事業活動を改善すること ③自動制御化 AIチャットボット導入などにより自動対応をできるようにすること	任意に特定した従業員に在宅又はサテライトオフィスについてつぎの要件をいずれも満たしてテレワークを実施する(1～6か月の任意期間) ①上記従業員のすべてが1回以上 ②上記従業員のうち最低1人、週平均1回以上	東京都産業労働局ワークスタイル変革コンサルティングHPより申込

お見逃しなく！

東京都のテレワークコンサルティング実施後、テレワーク環境の構築・就業規則へのテレワーク制度整備を行った場合は最大110万円の補助金申請ができます。